



火災危険ポイントを考慮した合理的な立入検査の実施について



福岡県 福岡市消防局

事例類型	I 実効性向上 / III 効率化
取組期間	平成31年4月から



当局における従来の立入検査は、防火対象物をその政令用途や延べ面積などにより、8つの区分に分類し、区分に応じて「1~5年に1回」のサイクルで立入検査を実施していた。しかしながら、近年においては防火対象物が増加傾向にある一方で、消防に求められる業務は多様化し、立入検査の実施に注げるマンパワーも限られることから、より重点的かつ効率的な立入検査を行うための方策について検討することが急務であった。

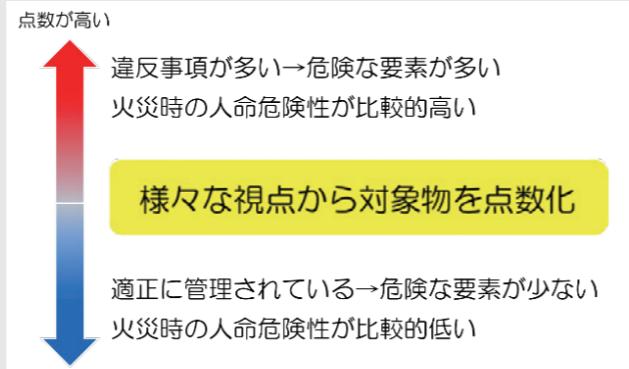


重点的かつ効率的な立入検査を実施する上では、火災時における人命危険度を統一的かつ客観的に判断し、その結果を点数により可視化し、優先的に立入検査を実施すべき対象物を選定することが重要であると考えた。

可視化の方法として、消防用設備等点検報告がなされていないものや防火管理者が選任されていないものなどには点数を加算し、一方、適正に管理されているものについては減点をするなど、統一的かつ多角的な視点により市の全ての防火対象物に点数を付けることとした。(以下、防火対象物ごとの点数を「火災危険ポイント」という。)

点数化は、まず初めに当局がこれまで「何年に1回以上」という立入検査の閑与頻度を定めるために用いてきた、防火対象物ごとに定められた「区分」を「基礎点」に置き換え、そこに防火対象物ごとの管理状況等による、加点又は減点をして総合得点を算出するイメージである。

【火災危険ポイントのイメージ】



【基礎点】

区分	これまでの閑与頻度 (〇年に1回以上)	基礎点
違反	随時	200
I	1年	50
II	2年	40
III	4年	20
IV・V	3年	30
VI～VII	5年	10

【加点表】

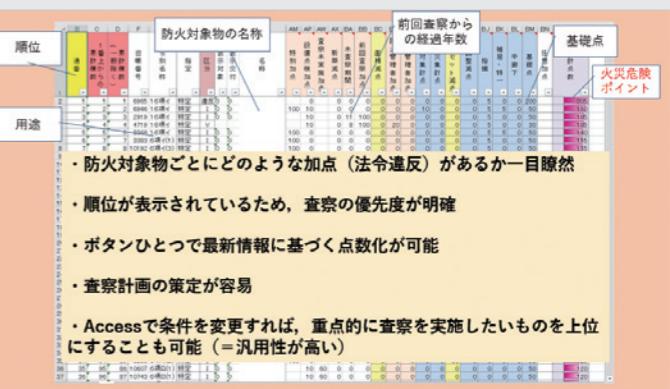
加点の種類	点 数		
	特定用途	非特定用途	5項目(参考)
防火管理者未選任	20 (一部10)	10 (一部5)	10 (一部5)
防災管理者未選任	20 (一部10)	20 (一部10)	—
消防設備点検未報告	10	10	10
防対点検未報告	10	—	—
防災点検未報告	10	10	—
前回査察からの経過年数	3年以上 30 5年以上 50 8年以上 100	4年以上 30 8年以上 50 10年以上 100	10年以上 15 20年以上 25 —
建築時から査察未実施	60	60	60
特別加点	10項、17項、病院・有床診療所・風俗営業法に係る9項目	100	100
前回査察で指摘事項あり	5	5	5
中庭下式の5項目	—	80	80
特定1階層・小規模雑居ビル	5	—	—

【減点表】

条件等	点 数		
	特定用途	非特定用途	5項目(参考)
面積300m ² 未満 (違反・特1・雑居を除く)	-40	-40	-40
面積150m ² 未満 (違反・特1・雑居を除く)	-70	-70	-70
新築減点(非特定防火対象物に限り、建業年月日から3年以内)	—	-60	-60
防対点検特例認定対象物	-20	—	—
防災管理点検特例認定対象物	-20	-20	—
前回特記事項なし 設備点検報告済み 防火管理者選任済み又は選任義務なし (加点事項がなく、上記の3点をクリア)	-30	-30	-30

具体的な点数化作業は、Microsoft Accessを活用して、当局の防火対象物管理システムのサーバー内にあるデータベースに直接アクセスし、防火対象物ごとの情報を元に、用途、規模、各種届出情報及び前回の立入検査情報等、複数の項目について加点及び減点の計算をさせるものである。

また、以降はリアルタイムの情報にデータ更新させるだけで、最新の火災危険ポイントによる対象物一覧を抽出できる。



成 果

第一に火災危険ポイントの導入で、点数が高いもの(優先して立入検査すべきもの)から、一覧表(Excel)形式で防火対象物をリストアップできるようになったことで、立入検査の年間計画の策定が容易となった。

第二に立入検査の実施を要す防火対象物は、各種届出がなされていない等、基本的に何らかの指摘事項があるため、立入検査を実施する職員が消防法令について深く調べる機会が増え、職員個々のスキルアップに繋がった。

最後に、最も成果があつたこととして、消防法令違反がある対象物に対し、優先的に立入検査を実施することができるようになったことで、人命危険度が高い違反対象物の是正指導にスピード感を持って取り組むことができるようになったことである。



特記事項

今後は、防火対象物の関係者に対して、消防法令違反がないものほど立入検査の間隔が長くなること、違反があれば間隔が短くなることを積極的に発信することにより、関係者側に自主的な改善意欲を働きかせ、日頃から火災予防等を意識することに繋げることで、当局としては、違反がある対象物に注力できるようになる好循環を生むことができるとも考えている。

また、効率的・効果的な立入検査の実施について課題を持つ全国の消防本部の一助(参考事例)となれば幸いである。